

令和3年秋の叙勲・褒章受章者

11月3日に叙勲受章者及び褒章受章者が発表され、以下の会員が榮に浴されました。
心よりお慶び申し上げます。

叙勲受章者の横顔



旭日双光章（弁理士業務功労）

いとう すすむ
伊藤 進

学歴・職歴

昭和46年 法政大学法学部法律学科卒業
昭和46年～48年 丹羽国際特許事務所
昭和49年 イトーシン国際特許事務所
（現在） 特許業務法人イトーシン国際特許事務所

弁理士会歴

昭和47年 弁理士登録（7623号）
昭和52年度～昭和53年度 弁理士会常議員
昭和54年度 弁理士制度委員会 副委員長
昭和56年～昭和57年度 弁理士法改正準備特別委員会 副委員長
昭和58年度 意匠委員会 委員長
昭和60年度 選挙管理委員会 副委員長
昭和63年度 役員制度委員会 副委員長
平成2年度 弁理士会理事 副会長
平成4年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成6年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成7年度 弁理士制度100周年記念事業準備委員会 副委員長
平成8年度 審査委員会 委員長
平成10年度 弁理士制度100周年記念事業実行委員会 副委員長
平成11年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成11年度 弁理士会常議員
平成12年度 常議員会調整委員会 副委員長
平成12年度 令規改正特別委員会 副委員長
平成12年度 特許業務法人等検討委員会 副委員長
平成13年度 日本弁理士会副監事長
平成13年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成14年度 緊急課題対応特別委員会 副委員長
平成22年度 役員制度検討委員会 副委員長
平成31年度～令和2年度 日本弁理士会常議員

懇親会等

平成4年 日本弁理士会と特技懇との懇談会 委員

賞

平成元年 弁理士制度90周年記念式典特別功労
平成3年 弁理士会特別功労表彰
平成10年 弁理士会特別功労表彰

平成 11 年 弁理士制度 100 周年記念式典特別功労者表彰

平成 13 年 日本弁理士会特別功労表彰

平成 16 年 日本弁理士会永年功労表彰

受章に浴して

この度は叙勲の栄に浴し、誠に光栄に存じます。これも偏に皆様のご高配、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

私が昭和 47 年に弁理士を登録してから最初に所属した弁理士会の委員会は、昭和 49 年度の福利厚生委員会でした。その当時の弁理士会は毎年旅行会を開催しており、その旅行会の担当が福利厚生委員会でした。私が委員の時は北陸への旅行会でした。旅行中、参加された先生方を福利厚生委員会委員としてお世話させていただいた記憶が有ります。なお、弁理士会が開催した旅行会は、現在では日本弁理士協同組合に引き継がれています。

その後、私は色々な弁理士会の会務に参加させていただきましたが、平成 2 年度は、佐藤一雄会長の下で弁理士会副会長を務めさせていただきました。この平成 2 年度は、間近に迫った特許庁の出願手続などのペーパーレス化（電子出願手続、オンライン出願・FD による出願）に向けて行うべき様々な事項がありましたが、佐藤会長の下、全副会長が力を合わせて、平成 2 年 12 月から開始されました特許庁への電子出願手続を無事に乗り切ることができました。また、この平成 2 年度の佐藤理事会では、現在の弁理士企業年金基金の基であります厚生年金基金の下地を作ることができ、翌年度の滝野理事会における厚生年金基金の設立に繋げることができました。

この度の栄誉に恥じることはないよう、今後も一層精進して弁理士業務の発展に微力ながら尽力して参りたいと思います。



旭日双光章 (弁理士業務功労)

なが い よし ひさ
永 井 義 久

学歴・職歴

昭和 45 年 東京農工大学工学部化学工学科 卒業
昭和 53 年 永井国際特許事務所創設
(現在) 特許業務法人永井国際特許事務所

弁理士会歴

昭和 52 年 弁理士登録 (8264 号)
昭和 59 年度 特許制度運用協議委員会 副委員長
昭和 59 年～昭和 60 年度 弁理士会常議員
昭和 63 年度 福利厚生委員会 副委員長
平成 元 年度 弁理士会業務機械化委員会 副委員長
平成 2 年度 弁理士法改正特別委員会 副委員長
平成 4 年度 21 世紀対応第 2 委員会 副委員長
平成 6 年度 外弁問題検討委員会 副委員長
平成 7 年度 総務委員会 副委員長
平成 8 年度 弁理士会理事 (副会長)
平成 9 年度 GATS 等検討委員会 委員長
平成 10 年度 弁理士会理事 (副会長)
平成 11 年度 令規改正検討委員会 委員長
平成 12 年度 総合政策検討委員会 副委員長
平成 14 年度 緊急課題対応特別委員会 委員長
平成 14 年度 国際政策委員会 副委員長
平成 14 年～平成 15 年度 日本弁理士会執行補佐役
平成 15 年度 特定侵害訴訟代理制度対応委員会 副委員長
平成 16 年度 役員・組織検討委員会 副委員長
平成 16 年度 次年度人事検討委員会 副委員長
平成 17 年度 役員制度検討委員会 副委員長
平成 17 年度 関東支部設立準備委員会 副委員長
平成 17 年～平成 22 年度 関東支部 副支部長
平成 26 年～平成 28 年度 審査委員会 委員長
平成 31 年～令和 2 年度 日本弁理士会常議員

公職

平成 22 年～令和 元年 財務省関税局専門委員
平成 22 年～平成 24 年 裁判所専門委員

懇談会等

平成 5 年 制度問題懇談会 委員
平成 10 年 司法制度特別懇談会 委員

賞

平成 元年 弁理士制度 90 周年記念式典特別功労
平成 9 年 弁理士会特別功労表彰
平成 11 年 弁理士会特別功労表彰
平成 11 年 弁理士制度 100 周年記念式典特別功労者表彰
平成 15 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 16 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 19 年 日本弁理士会永年功労表彰
平成 20 年 日本弁理士会特別功労表彰
平成 25 年 日本弁理士会感謝状

平成 27 年 日本弁理士会特別功労表彰

平成 28 年 日本弁理士会特別功労表彰

受章に浴して

この度、令和 3 年秋の叙勲に浴し、身に余る光栄に存じます。これもひとえに、日本弁理士会、特許庁をはじめ、皆様方のご指導ご支援の賜と心より感謝申し上げます。

思い起こせば、企業にて研究・開発業務の中で引例の外国文献を読むことを通して、特許業界及び弁理士を知る機会をもつことができました。その後、新聞の 2 行の求人広告を目にし、次の日には特許事務所では明細書作成補助業務が始まりました。

受験ゼミの先生から、試験より弁理士になってからの方が重要であると強く指摘されました。そのお言葉を受けて、業務のほか時間を絞り出して弁理士会の会務活動に参画してまいりました。

平成 8 年には稲木会長のもとで、平成 10 年には竹内会長のもとで副会長を務めました。平成 10 年ごろには司法制度改革が叫ばれるようになり、弁理士会がわがらのスピーカーとして、専門家責任はいかにあるべきかについて話す機会がありました。

これを契機に、知的財産制度と専門家との関係について深く考えるようになりました。特に、プロボノのあり方に注目するとともに、専門家間の連携も重要であるとの認識に至りました。

このような機会に巡り会ったことで、その後の業務について深く考える習慣が身につき、審判や訴訟の業務に大きな影響があったものと思われま。

専門家の存在はクライアントの存在を前提にしてのみ成り立ちます。世界の状況変化に伴って、知的財産をとりまく変化は激しさを増すばかりです。専門家責任の自覚のもとで、わが国の知的財産制度及び弁理士制度の発展のため、これからも微力ながら尽力させていただく所存ですので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。



瑞宝中綬章（経済産業行政事務功労）

いわ さき こう じ
岩 崎 孝 治

学歴・職歴

昭和 49 年 名古屋工業大学電気工学科卒業
特許庁入庁
平成 2 年 審判官昇任
平成 7 年 審査第二部計測主任上席審査官
平成 8 年 審査第二部農水産上席総括審査官
平成 9 年 審査第二部光学機器審査管理官
平成 10 年 審査第二部光デバイス審査管理官
平成 11 年 審査第二部応用光学上席審査長
平成 12 年 審査第五部伝送システム上席審査長
平成 12 年 審査第五部映像機器上席審査長
平成 14 年 特許審査第四部電子商取引代表首席審査長
平成 16 年 特許審査第四部長
平成 17 年 特許庁退官
平成 26 年 国立大学法人東北大学 特任教授（客員）
令和 元年 札幌市立大学デザイン学部講師
日本知的財産仲裁センター必須判定人候補者，INPIT 講師，WIPO 講師
（現在） 特許業務法人英知国際特許事務所代表社員

弁理士会歴

平成 17 年 弁理士登録（14015 号）

公職

平成 18 年 新技術開発財団 調査選考委員
平成 28 年 Impact 佐橋プログラム プログラムアドバイザー

受章に浴して

この度、はからずも周囲の方々に助けられ叙勲を戴きました。ありがとうございます御座います。

ふりかえてみますと、私が大学受験の頃は、学園紛争が盛んで、大学卒業時はオイルショックに見舞われた時代でした。そうした折、友人のために大学院進学を諦め公務員の道を選び特許庁に入庁致しました。

このように偶然にも特許行政に携わる事となりましたが、常に新しい技術に触れ、側面から産業の発展のお手伝いをでき大変充実した社会生活を送ることができたことは、偶然とはいえ幸運と周囲の方々のお力添えがあったからだと深く感謝しております。

今日まで、多くの分野の方々と巡り会い、多くの研鑽を積むことができ、今日のよき日を迎えることができました。これからも、知財という側面から社会に貢献できればと思っています。今後ともよろしくお願い致します。



瑞宝小綬章 (経済産業行政事務功労)

ひ び の かおる
日 比 野 香

学歴・職歴

昭和 49 年 名古屋芸術大学 工業デザイン専攻 卒業
昭和 49 年 通商産業省 特許庁 入庁
昭和 53 年 審査第一部民生機器審査官
昭和 56 年～昭和 58 年 通商産業省生活産業局日用品課調整班長 (地域振興施策等)
平成 2 年～平成 4 年 審査第一部課長補佐 (情報政策担当), 審査事務機械課プロジェクト
平成 5 年 審判部第 33 部門審判官
平成 5 年～平成 7 年 審査第一部審査基準室, 工業所有権研修所研究室
平成 6 年 審査第一部産業機器先任上席審査官
平成 8 年 審査第一部民生機器主任上席審査官
平成 10 年 審査第一部民生機器上席総括審査官
平成 11 年 審査第一部民生機器審査長
平成 11 年～平成 14 年 工業所有権研修所研修委員 (研修企画, 講師選定等)
平成 11 年 審査第一部産業機器上席審査長
平成 14 年 審判部第 33 部門審判長
平成 17 年 審判部第 34 部門第 34 部門長
平成 18 年 審判部第 33 部門第 33 部門長 (代表部門長)
平成 19 年 審判部上席部門長
平成 20 年 特許庁退官
平成 9 年～平成 10 年, 平成 14 年～平成 17 年 弁理士審査会委員 (弁理士試験委員)
平成 11 年～平成 16 年 多摩美術大学講師
平成 17 年～平成 31 年 愛知工業大学大学院客員教授
(現在) 日比野知財事務所

弁理士会歴

平成 20 年 弁理士登録 (15918 号)

公職

平成 21 年～平成 23 年 社団法人日本デザイン保護協会 専務理事
平成 24 年～ 社団法人日本デザイン保護協会 総括研究員

受章に浴して

この度、秋の叙勲の榮譽に浴することができましたことはひとえに特許庁からのご支援ご鞭撻等によりますものと思ひ深く感謝申し上げます。このような榮譽に対して妻は叙勲?との反応、子供はどうしてお父さんが?との問、返答に窮してしまいました。思い起こせば、大学卒業時には東京の家具・インテリアの企業に内定していたものの敬していた親父が突然公務員になれと言ってきましたので急遽私の専門で可能なところとして特許庁があり受験し入庁することができました。ところがお恥ずかしいことに特許庁がどのような組織でどのような業務かもわからず入庁したため入庁後の原則 4 年間の今まで考えたこともない工業所有権法や条約等々の研修・試験とともに審査実務演習を行うこととなり、デザイナーを目指していた立場からデザインの審査をするという全く異なる立場になってしまったことに一時期は困惑し、今後の進退について大いに悩みました。しかしながら役所での審査、裁判を含む審判業務、庁内外等での行政事務等種々の経験をすることができ今では大変感謝しております。さらに、弁理士登録をしてからは日本弁理士会からの種々の情報提供や研修制度に支えられ業務をすることができていることに深く感謝をしている状況です。今後とも知財制度の発展に微力ながら尽力していきたいと思っております。



瑞宝小綬章（経済産業行政事務功労）

ひら い よし のり
平 井 良 憲

学歴・職歴

昭和 44 年 富山大学文理学部理学科（物理学専攻）卒業
昭和 48 年 特許庁 入庁
昭和 52 年 審査第二部審査官（画像処理）
昭和 55 年 科学技術庁 研究調整局 宇宙国際課長補佐
平成 2 年 特許庁 審判部審判官
平成 7 年 審査第二部 上席総括審査官（応用物理）
平成 8 年 審査第二部 審査監理官（建築）
平成 10 年 審判部 審判長（第 32 部門）
平成 16 年 審判部 B 群代表部門長・審判長（第 8 部門）
平成 18 年 特許庁退官
平成 18 年 なぎさ特許事務所 弁理士
平成 20 年 シャープ株式会社 知的財産権本部 副本部長
平成 25 年 株式会社 AIRI（旧（株）先進知財総合研究所）指導者
平成 28 年 株式会社 AIRI 取締役
令和 2 年 株式会社 AIRI 弁理士
（現在） 平井特許事務所

弁理士会歴

平成 18 年 弁理士登録（14725 号）平成 25 年抹消
令和 2 年 弁理士登録（22310 号）再登録

受章に浴して

このたび瑞宝小綬章を受章することになりましたのは、なにより皆様方のご指導ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。またこれまでの特許庁及び科学技術庁における功績が認められたことに安堵しております。

特許庁入庁以来、特許庁審査部及び審判部において、電子写真複写機、サーマルプリンター、液晶素子、光ファイバ等の多くの技術分野の審査・審理に携わることができ、的確な判断を行う素地を身につけることができました。

そして平成 13 年に、青色 LED に関する日亜化学－豊田合成の訴訟合戦が激しく行われているまさにその時に、特許庁審判部第 8 部門長に着任するよう命じられました。着任した数日後に知財高裁の特許庁の負け判決 2 件を受け、十分な知識を得る前に敗因分析をすることになりました。その時は大変な部門（技術分野）に送り込まれたものだったと思います。その後は両社のどちらにも片寄らないような公平な審理をするよう心がけたことにより、1 年後に両社の理解も得られ、全面的な和解に結びつけることができました。

その後、液晶分野において、関税定率法に関する輸入差止事件等について判定請求に関する判断を行い、また違った経験を積むことができ、充実した審理を行うことができました。

この間いろんな方々の助力を得て、有意義な官界及び民間の生活を送ることができ、それが受章に繋がったことに感動を覚えております。

またこの受章を励みとして、今後はさらに生活を充実させていきたいと思っております。